

水道料金の改定時期について

令和４年３月定例会において、宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例（以下「改正給水条例」という。）について、可決いただいたところですが、施行日については「公布の日から起算して７月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」としておりました。

水道料金の改定時期につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響による市民生活や市内事業者の経営等の厳しい状況を鑑み、可能な限り改定時期を遅らせた１０月使用分（１２月検針分）からの改定といたしましたので報告いたします。

記

○改正給水条例施行日

令和４年１０月１日（水道料金改定：令和４年１２月検針分・第５期から）

※なお、改正給水条例の施行により、水道使用料の低所得者用の用途を廃止し、低所得者への配慮を継続するため、低所得者水道使用料減額制度の運用を開始いたします。

また、改正給水条例の施行日と同日で、宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を施行いたします。条例施行により、公共下水道使用料の低所得者用の用途を廃止し、低所得者への配慮を継続するため、低所得者公共下水道使用料減額制度の運用を開始いたします。